【件名】ACT政府発表:8月27日の新型コロナウイルス最新情報(COVID-19 関連)

【ポイント】

- ●8月27日(金)、ACTにおける新型コロナウイルスの陽性者は、8月26日(木)から21人増えました。これまでの累計感染者数の内2名が回復し、8月27日11時現在で、合計209名の感染者数となっています。
- ●ACT政府は、8月27日(金)午後11時59分より、一部小売店等の規制、公共サービスの変更、及び9月3日(金)より建設業に関する規制について段階的に緩和される旨発表しました。
- ●9月3日(金)より、オーストラリア国立スポーツ研究所のアリーナに、新たな集団予防接種クリニックが開設されます。
- ●感染の可能性があった地点が、追加・更新され、現在は247カ所が指定されていますが、 既存の一覧表に加えて、View full map により地図上で感染の可能性があった地点を確認す ることができます。下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある 人は、定められた措置に従ってください。
- ○既存の一覧表: https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations

OView full Map: https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations/map

●ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate

ACT保健省Twitter: https://twitter.com/ACTHealth

【本文】

- 1 最新の感染者数
- (1)8月27日(金)、ACTにおける新型コロナウイルスの陽性者は、8月26日(木)から21人増えました。これまでの累計感染者数の内2名が回復し、8月27日11時現在で、合計209名の感染者数となっています。
- (2) 新たに増えた21人の内、1名を除き感染源が判明しているとのことです。
- 2 一部の小売店等の規制、公共サービスの変更、及び建設業への段階的規制緩和について ACT政府は、8月27日(金)午後11時59分より、一部小売店等の規制、公共サー ビスの変更、及び9月3日(金)より建設業に関する規制について段階的に緩和される旨発 表しました。
- (1) 一部小売店等の規制、公共サービスの変更点

ア 小売業向けの変更点

今まで、必要不可欠として営業が許可されていた一部の小売店業では、オンラインで事前に注文し、店舗に引き取りに行くサービス及びオンラインでの配送サービスによる非接触型の集荷・配達でのみ営業することが求められることになりました。対象となる小売店は、金物・建築資材、農業・農業資材、ペットショップ、必要不可欠な事務用品を販売している小売店です。この営業形態は、小規模で地域密着型の小売店にも適用されますが、店内には、常時2人のみの滞在が認められます。2021年8月12日時点でフルタイム雇用に相当する従業員の数が20人以下の企業は、この方法での営業が認められます。

また、ロックダウン措置により閉店しているその他の必要不可欠でないとされている事業者は、緊急目的、必要不可欠な保守作業、時間的制約から自宅へ転送ができない配送物の受け入れ、給与計算サービスなど事業の管理のための緊急且つ不可欠なサービスの提供のために、最大2人まで敷地内に入ることができるようになりました。

イ 廃棄物処理施設の再開

8月28日(土)から、一部の廃棄物処理施設が再開されます。利用の際は、真に必要な場合に限り、滞在時間を最小限にするなど、新型コロナウイルスに関する安全措置に従う必要があります。詳細は、下記リンク先をご確認ください。

緊急の廃棄物処理が必要なキャンベラ在住の方は、ゴミの廃棄場でのドロップオフを利用できるようになります。利用可能な廃棄場のリストは、以下のサイトにおいて確認することができます。

https://www.cityservices.act.gov.au/

ウ ジム・ダンススクールの変更点

ジム等においては、撮影、顧客に対する授業のライブストリーム、放送のために、施設内 に2人まで立ち入ることが認められます。

エ 不動産業の変更点

物件の売却を進めるための法律で定められた物件検査を行うために、1名の滞在が認められます。また、他の人がいない時に物件を撮影するめに1名が立ち入ることができます。 なお、対面での住宅の検査やオークションは許可されておらず、オンラインで行わなければなりません。

(2) 9月3日より建設業に関する規制についての段階的緩和

この段階的緩和は、安全対策を考慮しつつ、建設事業の再開を可能にする製造、加工、試験、機器の供給などが含まれます(現在は、配管、電気、暖房の修理を含む緊急の修理・保守サービスや、重要な道路補修など、必要不可欠な建設サービスのみが許可されています。)。

3 新たな集団予防接種クリニックについて

(1) 9月3日(金)より、オーストラリア国立スポーツ研究所のアリーナ(以下「AIS アリーナ」という。)に、新たな集団予防接種クリニックが開設されます。

(2) AIS アリーナの予防接種クリニックについて

ア AIS アリーナは、現在 Garran Surge Centre に設置されている集団予防接種クリニックに代わるものとなります。Garran Surge Centre での予防接種クリニックは9月2日(木)に終了します。既に Garran Surge Centre において、9月3日(金)以降に予防接種を予約されていた方は、AIS アリーナのクリニックに、予約された同じ日時において自動的に変更されます。新たに予約を取り直す必要はありません。後日、テキスト・メッセージ、またはEメールで AIS アリーナでの予約の詳細が通知されます。

イ もし、場所の変更により、現在予約している時間に接種に行くことができなくなった場合、8月29日(日)の朝から、MyDHRポータルからオンラインで、または電話(02 5124 7700)で予約を変更することができます。ACT保健省では、既存の予約を移動させる必要があるため8月29日(日)以前の予約の変更電話を受け付けることができません。

- ウ この移転に伴い、9月2日(金)の午前中の一部の予約を変更する必要があるため、A CT保健省から直接該当者に連絡し、接種予定日について再調整をするとのことです。
- エ AIS アリーナへの予約移動を円滑に行うため、オンライン予約は8月27日(金)午後8時から8月28日(土)午前8時までの間ご利用いただけません。
- オ 詳細は以下のサイトからご確認いただけます。https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/vaccine/ais-arena-covid-19-mass-vaccination-clinic

4 感染の可能性があった地点の追加・更新

(1) 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、現在は247カ所が指定されていますが、既存の一覧表に加えて、View full map により地図上で感染の可能性があった地点を確認することができます。下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、定められた措置に従ってください。

○既存の一覧表: https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations

OView full Map: https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations/map

(2) 感染の可能性があった地点には、濃厚接触 (Close contact)、軽度の接触 (Casual contact)、調査中の地点 (Investigation locations)、及び症状の観察 (Monitor for symptoms) と4種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、以下アからエをご確認ください。

なお、隔離についての詳細は、下記リンク先をご参照ください。

○隔離について: <a href="https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-and-nealthy/quarantine-an

<u>isolation/quarantine?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popu</u>lar%201inks

ア 濃厚接触 (Close contact)

感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触 (Close contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。

オンライン申告先: https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR

なお、濃厚接触地点に訪問歴のある人の同居人(secondary contacts)も同様に隔離の対象となり、訪問歴のある人とその同居者の双方が、ACT保健省により隔離から解除となる旨の連絡を受けるまで隔離しなければなりません。また、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine/quarantine-for-secondary-contacts

イ 軽度の接触 (Casual contact)

感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触(Casual contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりませんが、訪問したタイミングにより、執るべき措置が異なっています。オンラインで申告を行うと、ACT保健省からメール等で連絡がきますので、記載されている措置に従ってください。

オンライン申告先: https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR

なお、軽度の接触地点に訪問歴のある人の同居人は、自己隔離の必要はありませんが、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

ウ 調査中の地点 (Investigation locations)

同地点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状の有無にかかわらず直ちに検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離してください。また、同地点を訪問してから14日間は症状を観察してください。同地点を訪問した人は、ACT保健省に対する申告の必要はなく、陰性の結果を受領後は、自己隔離を解除することができます。

なお、調査中の地点に訪問歴のある人の同居人は、検査や自己隔離の必要はありません。 エ 症状を観察 (Monitor for symptoms)

感染の可能性があった地点のうち、「症状を観察 (Monitor for symptoms)」に該当する地 点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてくだ さい。

5 検査会場

(1)検査が可能な場所は以下のリンク先からご確認ください。検査会場によっては、濃厚接触に該当する人のみを受け付けるという変更や、急な悪天候により閉鎖されることもありますので、訪問前にご確認ください。

新型コロナウイルス検査場所: https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-

<u>healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%201inks</u>

(2) ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate

ACT保健省Twitter: https://twitter.com/ACTHealth

6 事業者支援

ロックダウンにより影響を受ける事業者支援についての詳細は、以下のリンク先をご確認ください。

https://www.act.gov.au/business/business-support/covid-19-economic-support-for-business

7 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html